

タクシー運転者の地理試験にかかる手数料について

タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第2条第6項に規定する特定指定地域においては、タクシー運転者として乗務するにあたり、予めタクシー運転者登録原簿に登録を受けることを義務付けているが、その際、当該特定指定地域に係る地理の試験に合格していることを一要件としている。

地理試験事務にかかる手数料については、法施行規則第42条に規定している。

※横浜地域（神奈川県京浜交通圏）においては、法第34条第1項に規定する適正化事業実施機関として、一般財団法人神奈川タクシーセンターが法第49条第1項に規定する地理試験事務を行っている。

【手数料】

1件当たり 2,800円

【手数料算出の考え方】

- ①地理試験事務にかかる手数料収入で賄うべき経費を算出。
- ②受験者数を算出。
- ③①及び②により、試験1件当たりの経費を算出し、当該値を基に手数料を設定。

※タクシー業務適正化特別措置法施行規則に規定する地理試験事務にかかる手数料は、前回改定時（平成3年度）に試験事務を実施していた（財）東京タクシーセンター及び（財）大阪タクシーセンターのデータを基に検証、設定しているが、今回の検証では、新たに一般財団法人神奈川タクシーセンターが横浜地域の適正化事業実施機関となっていることから、3センターの経費から検証した。

【手数料の妥当性】

前述の3タクシーセンターの直近年度（H22年度）実績データにより、現行手数料の妥当性について検証した結果、現行手数料より高い値となった。（なお、手数料は据置としている。）

○経費の算出 (単位：千円)

	計
人件費	36,251
退職給与引当金	2,145
物件費	8,192
減価償却費	321
雑収入	50
経費計	46,859 ①

○受験者数 (単位：件)

	計
H22受験者数	11,827 ②

◎手数料の妥当性の検証

- ・試験1回あたりの経費

$$\text{①} \div \text{②} = 46,859,000 \text{円} \div 11,827 = 3,962 \text{円} > 2,800 \text{円 (現行手数料)}$$